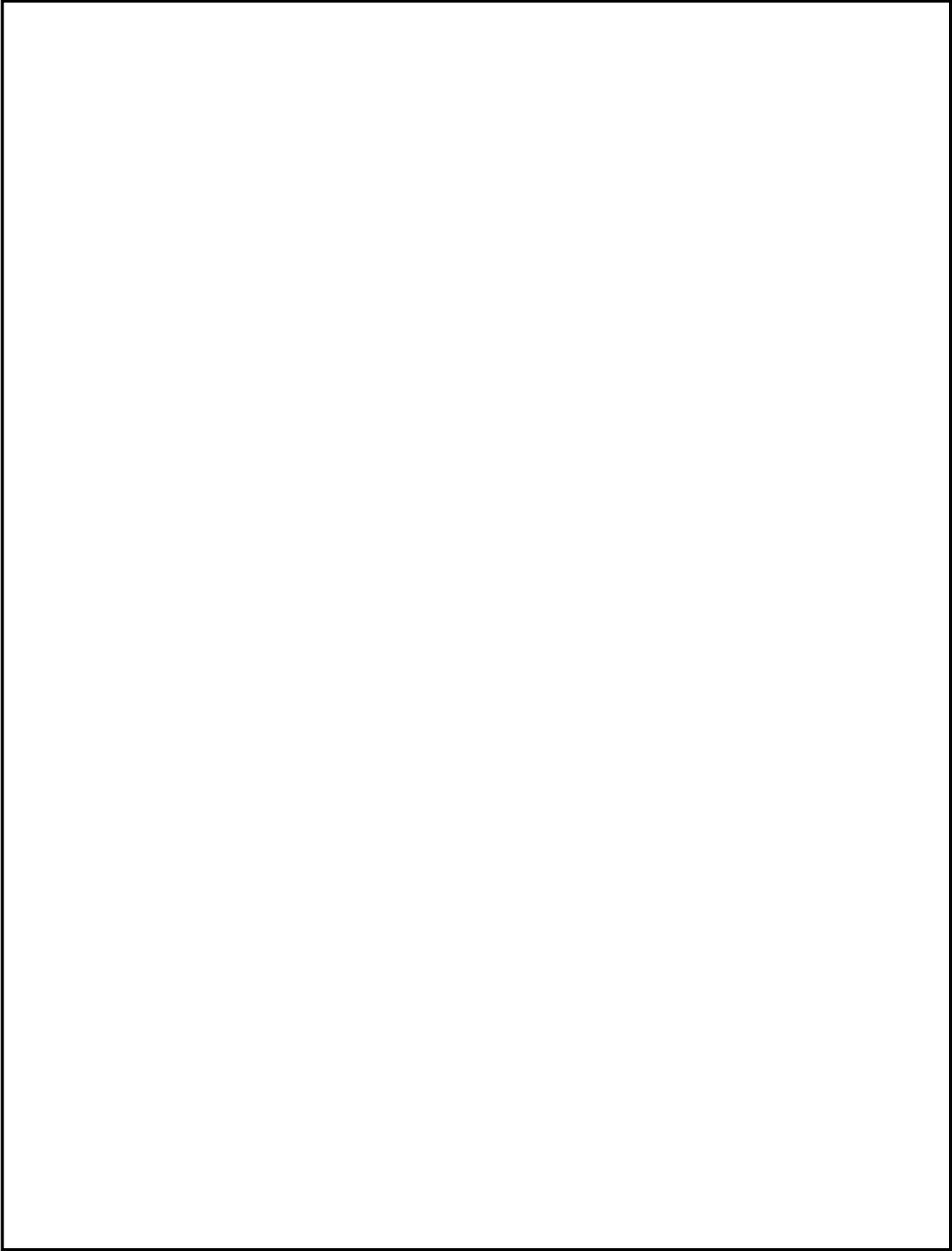


事務所付近の地図（案内図）

（本店・〇〇事務所）



- （注）
1. 事務所の所在地を明記すること。
 2. 最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示すること。
 3. 事務所ごとに作成すること。
 4. 鉛筆書きは不可。

事務所の写真

(本店・〇〇事務所)

事務所のある建物の外観

(年 月 日撮影)

(※) 事務所がある建物の全容が分かるもの。
事務所がビルの一室にあれば、
ビル全体及びフロア案内板の写真を貼付すること。

事務所の入口付近

(年 月 日撮影)

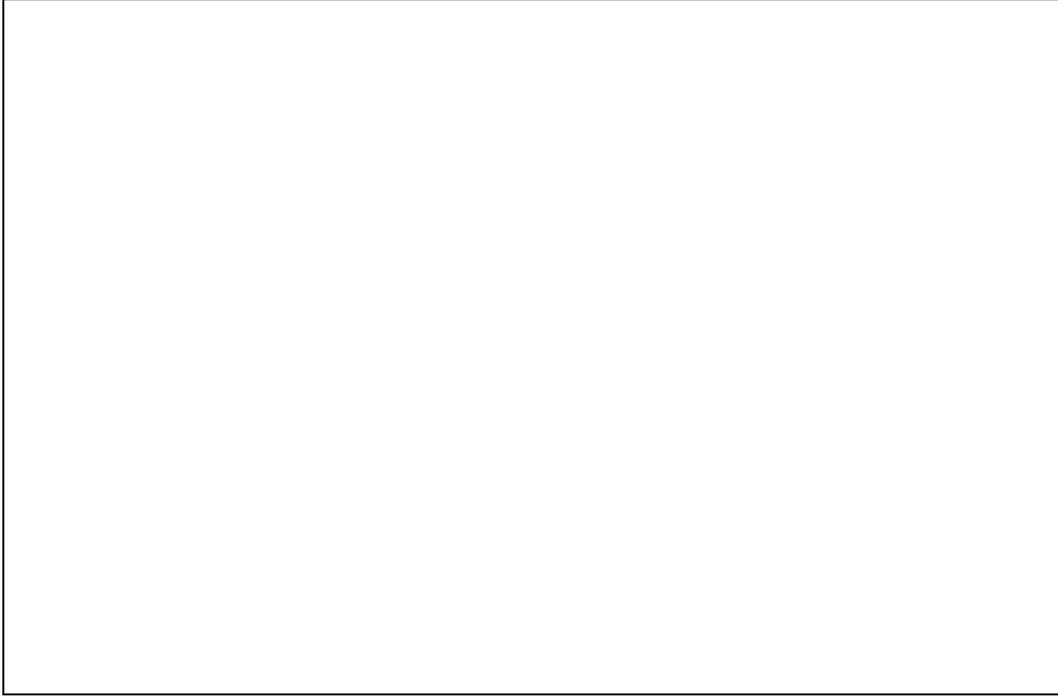
- (注)
- ・申請受付日前3ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること。
 - ・写真台紙は適宜修正のうえ使用すること。

事務所の写真

(本店・〇〇事務所)

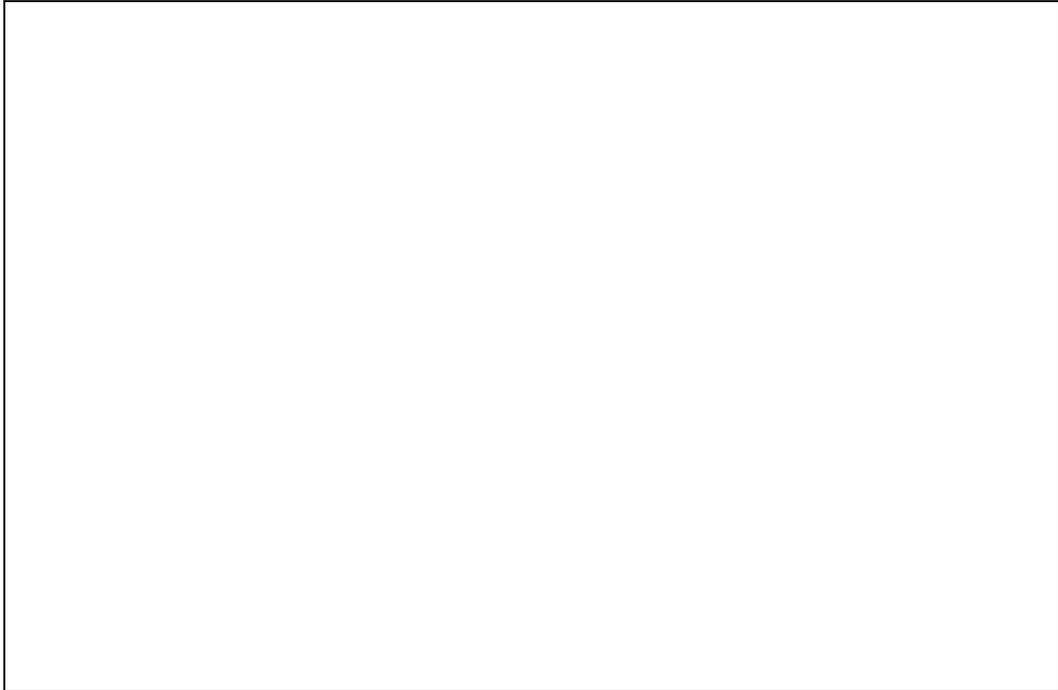
事務所内部 (事務スペース)

(年 月 日撮影)



事務所内部 (接客スペース)

(年 月 日撮影)



事務所の写真

(本店・〇〇事務所)

宅地建物取引業者票及び報酬額表を

掲示（遠景）している場所（新規は不要）

（ 年 月 日撮影）

(※) 掲示位置がわかるもの。
事務所の入口や接客スペース等、
公衆の見やすい場所に掲示すること。

宅地建物取引業者票（近景）

（ 年 月 日撮影）

(※) 字が判読できるもの。

事務所の写真

(本店・〇〇事務所)

報酬額表 (遠景)

(年 月 日撮影)

(※) 掲示位置がわかるもの。
事務所の入口や接客スペース等、
公衆の見やすい場所に掲示すること。

報酬額表 (近景)

(年 月 日撮影)

(※) 字が判読できるもの。

○都道府県コード表

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		